

消費者被害注意情報 11

平成21年3月10日
環境生活総務課
(消費生活室)
TEL 0852-22-5103
FAX 0852-32-5918
E-mail
syohisen@pref.shimane.lg.jp

大阪の連鎖販売事業者に取引停止命令(6ヶ月)

経済産業省は、健康食品を取り扱う連鎖販売(マルチ)事業者に対し、「健康に関する講習会と一緒にいこう。」「久しぶりに会いましょう。」などと伝えるだけで、契約締結について勧誘する目的であることなどを明らかにせず、また、「万病が治る健康食品である。」などと不実のことを告げたとして、特定商取引法違反(法33条の2ほか)で業務の一部停止を命じました。

島根県消費者センターにも、平成15年以降に20件の相談が寄せられています。注意喚起をお願いいたします。

被処分業者

(名称) 株式会社フォーリーフジャパン (代表者) 崎村 忠正
(所在地) 大阪市北区曽根崎新地1丁目4番20号桜橋IMビル
(資本金) 2億4千万円 (設立) 平成15年4月4日
(事業内容) 健康食品「ファースト・リーフ」の販売
初回商品代金 16,600円(登録料3,000円込み)
2回目以降 13,600円

処分内容

業務停止命令 6ヶ月 (H21.2.20~H21.8.19まで)

停止される取引

- ・連鎖販売取引について勧誘を行い、又は勧誘者に勧誘を行わせること。
- ・連鎖販売取引について契約の申込みを受けること。
- ・連鎖販売取引について契約の締結を行うこと。

関連サイト

<http://www.meti.go.jp/press/20090219003/20090219003.pdf> (経産省サイト)

横浜の通信販売事業者に指示処分

経済産業省は、出会い系サイト等の役務を提供する通信販売業者に対し、承諾をしていない方に対する電子メール広告の提供禁止に違反したとして、特定商取引法違反(法12条の3第1項ほか)で業務改善を指示しました。法改正で「電子メール広告規制が強化(平成20年12月1日施行)されて初の行政処分です。注意喚起をお願いいたします。

被処分業者

(名称) 株式会社クロノス (代表者) 吉川 順司
(所在地) 神奈川県横浜市西区南幸二丁目8番9号
(資本金) 1千万円 (設立) 平成16年4月30日
(事業内容) 携帯電話出会い系サイト「Perfume」等

違反事実

結婚や交際を希望する方へ異性を照会する出会い系サイト「Perfume」を運営し、その勧誘のために電子メール広告を行っていたが、事前に相手の請求又は承諾を得なかった。(平成20年12月1日~平成21年1月14日までの間、450件以上の確認がされている)

指示内容

通信販売に係る商品又は役務の電子メール広告について、その相手方となる者の承諾を得ないで、電子メール広告が行われることがないように徹底すること。

関連サイト

<http://www.no-trouble.jp/u/pdfs/090217kn.pdf> (経産省サイト)

<http://www.nissankyo.or.jp/e-commerce/index.html> (情報提供先)

宮城の電話勧誘販売業者に対する業務停止命令(3ヶ月)

経済産業省は、印章・印肉を取り扱う電話勧誘販売事業者に対し、勧誘に際して勧誘目的等を告げず、「他社からかかってくる勧誘を断ってあげる。」などと不実のことを告げ、また、長時間にわたり何度も勧誘を続けるなど迷惑勧誘を行ったとして、特定商取引法違反（法第16条ほか）で業務の一部停止を命じました。島根県内でも2件相談を受理しています。注意喚起をお願いします。

被処分業者

(名称) 株式会社スピリットコーポレーション

(代表者) 児玉 清志

(所在地) 宮城県遠田郡美里町北浦新橋本6（旧所在地：仙台市青葉区、以下省略）

(資本金) 1千万円

(設立) 平成7年5月25日

(商品) 梵字印鑑3本セット、43万円相当

違反事実

過去に資格教材等を購入したことのある消費者の名簿を入手し、実際には、電話勧誘販売を行っている他社に対し勧誘を止める交渉等を行っていないにもかかわらず、「あなたの名簿が広く流出しているため、次々と勧誘を受けて大変でしょう。」「他社からかかってくる勧誘を当社が責任を持って断ります。」「あなたの名簿は責任を持って削除します。」などと不実のことを告げ、印鑑等を販売していました。

また、勧誘に先立って印鑑等の売買契約の締結について勧誘する目的である旨を伝えていない、勧誘員が偽名を使う、長時間にわたり勧誘を続けるなど消費者に迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をしていました。

処分内容

業務停止命令 3ヶ月（H21.2.26～H21.5.25まで）

停止される業務

特商法第2条第3項に規定する電話勧誘販売に関する業務のうち次の業務。

- ・ 売買契約の締結について勧誘すること。
- ・ 売買契約の申込みを受けること。
- ・ 売買契約を締結すること。

関連サイト

<http://www.meti.go.jp/press/20090225003/20090225003.pdf>（経産省サイト）

平成21年度 消費者リーダー育成講座（開催予定）

消費者からの相談に応じる消費生活専門相談員等の資格取得を目指す方、消費生活に関する知識を深めたい方を対象として、次のとおり開催する予定です。

回数	期 日	内 容
1	5月30日（土）	契約とは何か（基本の民法）
2	6月13日（土）	金融と消費者（多重債務・金融商品関連法）
3	6月27日（土）	悪質商法対策（特定商取引法、消費者契約法）
4	7月11日（土）	安全な生活（製造物責任法、割賦販売法）
5	7月25日（土）	情報社会と消費者（電子商取引、個人情報保護法、景品表示法）
6	8月 8日（土）	これからの消費者法と消費者行政、あるべき消費者行政の姿

会場：浜田公民館（浜田市殿町6-1）

時間：午後1時30分～4時30分